

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6287460号
(P6287460)

(45) 発行日 平成30年3月7日(2018.3.7)

(24) 登録日 平成30年2月16日(2018.2.16)

(51) Int.Cl. F 1
B 4 2 D 11/00 (2006.01) B 4 2 D 11/00 E

請求項の数 3 (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2014-66576 (P2014-66576)	(73) 特許権者	000002897
(22) 出願日	平成26年3月27日 (2014. 3. 27)		大日本印刷株式会社
(65) 公開番号	特開2015-189032 (P2015-189032A)		東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(43) 公開日	平成27年11月2日 (2015. 11. 2)	(74) 代理人	100122529
審査請求日	平成29年1月30日 (2017. 1. 30)		弁理士 藤 柝 裕実
		(74) 代理人	100135954
			弁理士 深町 圭子
		(74) 代理人	100119057
			弁理士 伊藤 英生
		(74) 代理人	100131369
			弁理士 後藤 直樹
		(74) 代理人	100164987
			弁理士 伊藤 裕介
		(74) 代理人	100171859
			弁理士 立石 英之

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ラベル付き配送伝票

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

少なくとも貼付票と配達票およびラベルを備えた印字用基材と、タック基材と剥離紙が接着剤および部分的な粘着剤で貼り合せてなる下基材とが、印字用基材とタック基材間で接着剤を介して貼り合わせられたラベル付き配送伝票において、前記ラベルは、剥離紙を除去した際に前記貼付票と配達票から分離可能なように、印字用基材と接着剤層およびタック基材を切断するハーフカットにより切り離し可能にされており、貼付票と配達票の間は印字用基材のみを切断するハーフカットにより分離可能にされており、印字用基材とタック基材の間においては、貼付票とラベルはタック基材全面に塗布された接着剤層により剥離不能に接着されており、配達票は配達票下面に塗布された剥離剤層により前記接着剤層から剥離可能に疑似接着しており、タック基材と剥離紙との間においては、ラベルについては配送品に貼り付けする先端部分を除く他の部分が接着剤層により剥離紙面に疑似接着しており、前記ラベルの先端部分と貼付票および配達票は粘着剤により剥離紙に剥離可能に接着していることを特徴とするラベル付き配送伝票。

【請求項 2】

少なくとも貼付票と配達票、ラベルおよびシールを備えた印字用基材と、タック基材と剥離紙が接着剤および部分的な粘着剤で貼り合せてなる下基材とが、印字用基材とタック基材間で接着剤を介して貼り合わせられたラベル付き配送伝票において、前記ラベルは、剥離紙を除去した際に前記貼付票と配達票および前記シールから分離可能なように、印字用基材と接着剤層およびタック基材を切断するハーフカットにより切り離し可能にされてお

り、前記シールは、剥離紙を除去した際に前記配達票と前記ラベルから分離可能なように、印字用基材と接着剤層およびタック基材を切断するハーフカットにより切り離し可能にされており、貼付票と配達票の間は印字用基材のみを切断するハーフカットにより分離可能にされており、印字用基材とタック基材の間においては、貼付票とラベルおよびシールはタック基材全面に塗布された接着剤層により剥離不能に接着されており、配達票は配達票下面に塗布された剥離剤層により前記接着剤層から剥離可能に疑似接着しており、タック基材と剥離紙との間においては、ラベルについては配送品に貼り付けする先端部分を除く他の部分が接着剤層により剥離紙面に疑似接着しており、前記ラベルの先端部分とシール、貼付票および配達票は粘着剤により剥離紙に剥離可能に接着していることを特徴とするラベル付き配送伝票。

10

【請求項3】

前記ラベルが熨斗紙であることを特徴とする請求項1または請求項2記載のラベル付き配達伝票。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、ラベル付き配達伝票に関する。詳しくは貼付票、配達票および熨斗紙等に使用するラベルを設けた構成の伝票であって、伝票から必要な部分を剥離する際の手間がかからず、またノンインパクトプリンターで印字処理する際に、印字のカスレや、シワなどが生じることなく、印字品質に優れ、また伝票からラベルを剥がした後のラベルの紙厚を厚くしてラベルの平面性を高め、さらに印字領域を無駄なく配置して設計したラベル付き配達伝票に関する。

20

【背景技術】**【0002】**

近年、一枚の伝票用紙上に複数種類の伝票を配列させて、各伝票を同時にプリンター印字したものを組とする1パート形式の配達伝票（以下、1パート配達伝票という）が多く利用されるようになってきた。

【0003】

その代表的な1パート配達伝票は、通常、表面の伝票用紙となる印字用基材と、その下面に接着ないし疑似接着される下基材との層構成からなっている。下基材は、タック基材と剥離紙が粘着剤層を介して接着された構成であり、タック基材が印字用基材側になり、剥離紙が最下面になるようにされている。

30

貼付票、配達票およびラベル部分が、プリンター印字できるように平面的に配置されているが、ラベルとなる部分は、印字後に貼付票、配達票から切り離して使用できるようにされているのが通常である。また、貼付票は配送後も荷物に残るように、下基材から剥離しないように接着されているが、配達票は配送時に、剥離して受領印を得る目的から、下基材に疑似接着して剥離可能にされている。

【0004】

1パート配達伝票は、上記のように一枚の印字用基材上に貼付票と配達票が設けられているので、コンピュータで管理されている配送情報に基づき、お届け先情報、依頼元情報、その他バーコード等の管理用の情報などを、プリンター装置で配達伝票上の所定個所に高速で印字することが可能である。その使用に当たっては、事前に所定事項がプリンターで印字された1パート配達伝票を用意し、当該1パート配達伝票を構成する下基材の剥離紙を剥がし、粘着剤層を介して所定の配送物に貼付する。

40

【0005】

配送業者は、当該配送物を受取人に渡した証しとして、受取人に前記配達票へ受領印あるいはサインをもらい、これを受け取る。通常は受け取った配達票に付されているバーコードを用いて、コンピュータで管理されている配送情報の消し込み処理などを行う。

【0006】

50

このような1パート配送伝票として、例えば特許文献1は、紙と粘着剤層と剥離紙からなる積層体の紙面に、熨斗紙部と配送伝票部がミシン目により切り取り可能に形成された帳票を記載している。この配送伝票は、表面の印字面をフルに使用するもので、伝票裏面の剥離紙にハーフカット加工をして、ラベルを剥がして用いている。しかし、この配送伝票では、剥離紙を簡単には剥がし得ない問題がある。また、熨斗紙部を伝票から剥がした際に、その熨斗紙部の粘着剤層の影響で、熨斗紙のカール発生が大きい問題がある。

【0007】

特許文献2は、表側用紙と、ラベル基材/粘着剤/離型紙の順に積層されたタック紙とが貼り合せられた構成の1パート配送伝票であり、熨斗紙部分が、その一部分を除いて表側用紙のみが分離可能に剥離可能な構造を有しているものを開示している。

10

しかし、この配送伝票も、熨斗紙部を伝票から剥がした際に、その熨斗紙部の粘着剤層の影響で、熨斗紙のカール発生を抑制することができていない。

【0008】

特許文献3は、本出願人による先の熨斗付き配送伝票に関する。貼付票、配達票、熨斗からなる印字用基材と、タック基材、粘着剤、剥離紙からなる下基材が積層された形態からなる伝票に関するが、剥離した際の熨斗部分が、印字用基材のみの単層なので、剥離後にカールし易い問題があり、そのカールを解消する複雑な構成を提案している。

本願は、この特許文献3の構成を見直して、ラベル(熨斗)部分のカールを基本的に解消したものである。

【先行技術文献】

20

【特許文献】

【0009】

【特許文献1】特許第3853467号公報

【特許文献2】特開2002-331778号公報

【特許文献3】特開2012-6184号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0010】

本発明は1パート配送伝票において、貼付票、配達票およびラベルを設けた構成で、伝票から必要な部分を剥離する際の手間がかからず、またノンインパクトプリンターで印字処理する際に、印字のカスレや、シワなどが生じることなく、印字品質に優れ、また伝票からラベルを剥がした際のラベルのカール発生を防止でき、さらに印字領域を無駄なく配置して設計したラベル付き配送伝票を提供することを課題とする。

30

【課題を解決するための手段】

【0011】

上記課題を解決する本発明用紙の第1は、少なくとも貼付票と配達票およびラベルを備えた印字用基材と、タック基材と剥離紙が接着剤および部分的な粘着剤で貼り合せてなる下基材とが、印字用基材とタック基材間で接着剤を介して貼り合わせられたラベル付き配送伝票において、前記ラベルは、剥離紙を除去した際に前記貼付票と配達票から分離可能なように、印字用基材と接着剤層およびタック基材を切断するハーフカットにより切り離し可能にされており、貼付票と配達票の間は印字用基材のみを切断するハーフカットにより分離可能にされており、印字用基材とタック基材の間においては、貼付票とラベルはタック基材全面に塗布された接着剤層により剥離不能に接着されており、配達票は配達票下面に塗布された剥離剤層により前記接着剤層から剥離可能に疑似接着しており、タック基材と剥離紙との間においては、ラベルについては配送品に貼り付けする先端部分を除く他の部分が接着剤層により剥離紙面に疑似接着しており、前記ラベルの先端部分と貼付票および配達票は粘着剤により剥離紙面に剥離可能に接着していることを特徴とするラベル付き配送伝票、にある。

40

【0012】

上記課題を解決する本発明要旨の第2は、少なくとも貼付票と配達票、ラベルおよびシー

50

ルを備えた印字用基材と、タック基材と剥離紙が接着剤および部分的な粘着剤で貼り合せてなる下基材とが、印字用基材とタック基材間で接着剤を介して貼り合わせられたラベル付き配送伝票において、前記ラベルは、剥離紙を除去した際に前記貼付票と配達票および前記シールから分離可能なように、印字用基材と接着剤層およびタック基材を切断するハーフカットにより切り離し可能にされており、前記シールは、剥離紙を除去した際に前記配達票と前記ラベルから分離可能なように、印字用基材と接着剤層およびタック基材を切断するハーフカットにより切り離し可能にされており、貼付票と配達票の間は印字用基材のみを切断するハーフカットにより分離可能にされており、印字用基材とタック基材の間においては、貼付票とラベルおよびシールはタック基材全面に塗布された接着剤層により剥離不能に接着されており、配達票は配達票下面に塗布された剥離剤層により前記接着剤層から剥離可能に疑似接着しており、タック基材と剥離紙との間においては、ラベルについては配送品に貼り付けする先端部分を除く他の部分が接着剤層により剥離紙面に疑似接着しており、前記ラベルの先端部分とシール、貼付票および配達票は粘着剤により剥離紙に剥離可能に接着していることを特徴とするラベル付き配送伝票、にある。

10

【発明の効果】

【0013】

本発明要旨第1のラベル付き配送伝票は、1パート配送伝票であり、伝票から貼付票、配達票、ラベルなどの必要な部分を剥離する際、手間がかからず、容易に剥がし得る、またノンインパクトプリンターで印字処理する際に、伝票の表面における平坦性が高いので、印字のカスレや、シワなどが生じることなく印字品質が優れる。また、伝票からラベルを剥がした際のラベルはタック基材を伴うため、紙厚が厚くなっていてカール発生を防止できる。さらに、印字領域を無駄なく設計配置されており実用性が高い。

20

【0014】

本発明要旨第2のラベル付き配送伝票は、請求項1のラベル付き配送伝票と同様の効果を有するが、さらに剥離した際に裏面全面に粘着剤を有するシールを有するから、このシールを用いて配達日や時間の表示等の各種用途に利用することができる。

【図面の簡単な説明】

【0015】

【図1】第1実施形態のラベル付き配送伝票を示す平面図である。

【図2】第1実施形態のラベル付き配送伝票を示す断面図であり、(A)は、図1のX-X線断面、(B)は、図1のY-Y線断面を示している。

30

【図3】第1実施形態での印字用基材とタック基材間の接着状態を示す平面図である。

【図4】第1実施形態でのタック基材と剥離紙間の接着状態を示す平面図である。

【図5】第1実施形態でラベルを切り離した状態の断面を示す図である。

【図6】第2実施形態のラベル付き配送伝票を示す平面図である。

【図7】第2実施形態のラベル付き配送伝票を示す断面図であり、(A)は、図1のX-X線断面、(B)は、図1のY-Y線断面を示している。

【図8】第2実施形態での印字用基材とタック基材間の接着状態を示す平面図である。

【図9】第2実施形態でのタック基材と剥離紙間の接着状態を示す平面図である。

【図10】第2実施形態でラベルとシールを切り離した状態の断面を示す図である。

40

【図11】従来の熨斗付き配送伝票と、熨斗を切り離した状態での断面を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0016】

以下、本発明の実施形態について、図面を参照しながら、詳細に説明する。

図1は、第1実施形態のラベル付き配送伝票を示す平面図である。

ラベル付き配送伝票1は、平面的には、ラベル2と貼付票3、配達票4からなっている。ハーフカットAは、ラベル2を貼付票3、配達票4から分離するための切り込みであり、最表面の印字用基材とタック基材、正しくは剥離紙の直上(剥離紙は切断していない)までの層を切断している。貼付票3と配達票4との間は、印字用基材を切断するハーフカットBにより切断されている。

50

ラベル2の先端部分2sは、使用時には裏面に粘着剤層が形成されていて、配送品に接着させることができるようになっている。

なお、本発明では、ラベル付き配送伝票として、「ラベル」の用語を用いているが、単なるラベルに限らず、贈答品に付する熨斗や、取扱注意に関する表示や冷凍品等であること等を示す表示がされた表示紙であってもよい。

【0017】

図2は、第1実施形態のラベル付き配送伝票を示す断面図であり、(A)は、図1のX-X線断面、(B)は、図1のY-Y線断面を示している。

図2(A)のように、ラベル2部分の印字用基材11の下面では、下基材20のタック基材21が、接着剤層7により印字用基材11に接着している。また、タック基材21と剥離紙23との間においては、ラベル2の配送品に貼り付けする先端部分2sを除く他の部分が接着剤層8により剥離紙23面に疑似接着している。前記ラベル2の該先端部分2sは粘着剤層22により剥離紙23に剥離可能に接着している。

10

【0018】

図2(B)のように、貼付票3と配達票4部分の下面には接着剤層7が形成されているが、配達票4の下面は、印字用基材11の下面に剥離層6が形成されているため、配達票4とタック基材21間は疑似接着構造になっている。従って、配達票4は、下基材20から剥離可能である。配達票4は、配送品が届け先に着いた際に受領の確認印を得て、配達者が持ち帰る必要があるからである。一方、貼付票3部分には剥離層が塗布されていないので、剥離することはできない。配送品に残しておけば、その後を送り主等を確認する際は有用となるからである。

20

なお、図2(A)(B)には図示していないが、タック基材21の接着剤層7側には、目止め剤を全面に塗布しておいても良いものである。接着剤のタック基材21への浸透を防止する目的であるが、必須の構成ではない。

【0019】

図3は、第1実施形態での印字用基材とタック基材間の接着状態を示す平面図、図4は、同じく、タック基材と剥離紙間の接着状態を示す平面図である。

図3のように、印字用基材11とタック基材21間は、印字用基材11の下面に全体的に接着剤層7が形成されている。しかし、配達票4部分の下面のみには印字用基材11の直下面に剥離層6が形成されているため、配達票4部分は疑似接着構造になっている。ラベル2と貼付票3部分は剥離できない接着構造である。

30

【0020】

図4のように、タック基材21と剥離紙23間では、ラベル2においては、配送品に貼り付けする先端部分2sを除くラベル2部分が接着剤層8により剥離紙23面に疑似接着している。前記ラベル2の先端部分と貼付票3および配達票4部分は粘着剤層22により剥離紙23に剥離可能に接着している。剥離紙23は本来的に剥離性材料を使用するため、接着剤層8と粘着剤層22のいずれも剥離可能なものである。

貼付票3および配達票4部分の粘着剤層22は、ラベル2の領域に入らないように、ラベル2から1~2mm程度の間隔を空けるように塗布するのが好ましい。ラベル2の周囲に粘着剤が付着しないことが好ましいからである。

40

なお、接着剤層8は、乾燥後の状態であって再接着性を有しないが、粘着剤層22は溶剤分を残しており、再粘着性を有することが前提である。

図3、図4のように、ハーフカットAは、接着剤層7とタック基材21を切断し、剥離紙23の直上までの層を切断している。ハーフカットBは、印字用基材11を切断するが、タック基材21を切断していない。

【0021】

本発明では、このように剥離紙23上に、粘着剤層22と接着剤層8とを領域を分けて形成している特徴がある。従来は、タック基材21と剥離紙23が粘着剤層22により全体的に一体にされた材料をタック紙として購入して、上部の伝票構造を有する印字用基材11にラミネートして使用していたので、このような構造を採用できなかった。しかし、剥

50

離紙 2 3 上に粘着剤層 2 2 と接着剤層 8 とを領域を分けて塗布することが可能となり、本発明の実現に到ったものである。

【 0 0 2 2 】

図 5 は、第 1 実施形態でラベルを切り離した状態の断面を示す図である。

ラベル 2 を、剥離紙 2 3 から剥離し、ハーフカット A により切り取りした場合は、図 5 の断面になる。ラベル 2 の先端部分 2 s には粘着剤層 2 2 が付着していて配送品に貼り付けることができる。剥離紙 2 3 から剥離したラベル 2 の疑似接着部分には粘着剤が付いていない。接着剤 8 は残っているが再接着性を前提としないものである。熨斗紙では、先端部分のみが接着し、その他の部分は接着しないで浮いた状態となるのが好まれる。

また、この接着していない部分は印字用基材 1 1 とタック基材 2 1 からなるので、紙層が厚くなっていて、吸湿や乾燥等によりカールすることを防止できる。

10

【 0 0 2 3 】

ここで、参考のため、従来の熨斗付き配送伝票（前記特許文献 3）について説明する。

図 1 1 は、従来の熨斗付き配送伝票（A）と、熨斗を切り離した状態（B）での断面を示す図である。図 1 1（A）のように、従来の熨斗付き配送伝票 1 j では、タック基材 2 1 と剥離紙 2 3 との間には粘着剤層 2 2 のみが塗布されている。粘着剤層 2 2 により熨斗 2 j の全体を配送品に接着させないため、タック基材 2 1 を熨斗（本願のラベル）2 j の基材とすることができず、熨斗 2 j は、図 1 1（B）のように薄い紙層である印字用基材 1 1 と剥離層 6（剥離層は実質的な厚みにならない）のみとなりカールが生じ易い問題があった。

20

また、熨斗 2 j を配送品に貼り付けするための粘着剤層 2 2 を利用するためには、印字用基材 1 1 とラミネートする前に、タック基材 2 1 と粘着剤層 2 2 に、熨斗 2 j を横断するようにハーフカット D を施しておくという手間のかかる工程が必要であった。

【 0 0 2 4 】

図 6 は、第 2 実施形態のラベル付き配送伝票を示す平面図である。

第 2 実施形態のラベル付き配送伝票は、第 1 実施形態とほぼ同様の構造であるが、ラベル 2 の他にシール 5 を有する特徴がある。このシール 5 は任意の用途に利用できる。例えば、配送日や配送時間を表示して、配送品に貼り付けることができる。

【 0 0 2 5 】

図 7 は、第 2 実施形態のラベル付き配送伝票を示す断面図であり、（A）は、図 6 の X - X 線断面、（B）は、図 6 の Y - Y 線断面を示している。

30

図 7（A）のように、ラベル 2 とシール 5 部分の印字用基材 1 1 の下面では、タック基材 2 1 が、接着剤層 7 により印字用基材 1 1 に接着している。また、タック基材 2 1 と剥離紙 2 3 との間においては、ラベル 2 の配送品に貼り付けする先端部分 2 s とシール 5 を除く他の部分が接着剤層 8 により剥離紙 2 3 面に疑似接着している。前記ラベルの該先端部分 2 s とシール 5 部分は粘着剤層 2 2 により剥離紙に剥離可能に接着している。

【 0 0 2 6 】

図 7（B）のように、貼付票 3 と配達票 4 部分の下面には接着剤層 7 が形成されているが、配達票 4 の下面は、印字用基材 1 1 の直下面に剥離層 6 が形成されているため、配達票 4 とタック基材 2 1 間は疑似接着構造になっていて、配達票 4 は剥離可能である。一方、貼付票 3 部分は剥離層が塗布されていないので、剥離できない接着構造である。

40

【 0 0 2 7 】

図 8 は、第 2 実施形態での印字用基材とタック基材間の接着状態を示す平面図、図 9 は、同じく、タック基材と剥離紙間の接着状態を示す平面図である。

図 8 のように、印字用基材 1 1 とタック基材 2 1 間は、印字用基材 1 1 の下面に全体的に接着剤層 7 が形成されている。しかし、配達票 4 部分の下面のみには印字用基材 1 1 の直下に剥離層 6 が形成されているため、配達票 4 部分は疑似接着構造になっていて剥離可能である。ラベル 2 と貼付票 3 部分は剥離できない接着構造である。

【 0 0 2 8 】

図 9 のように、タック基材 2 1 と剥離紙 2 3 間では、ラベル 2 の配送品に貼り付けする先

50

端部分 2 s を除くラベル 2 部分が接着剤層 8 により剥離紙 2 3 面に疑似接着している。前記ラベル 2 の先端部分 2 s と貼付票 3 および配達票 4、およびシール 5 部分は粘着剤層 2 2 により剥離紙 2 3 に剥離可能に接着している。剥離紙 2 3 は本来的に剥離性材料を使用するため、接着剤層 8 と粘着剤層 2 2 を剥離可能にしている。

貼付票 3 と配達票 4、およびシール 5 部分の粘着剤層 2 2 は、ラベル 2 の領域に入らないように、ラベル 2 から 1 ~ 2 mm の間隔を空けるように塗布するのが好ましい。ラベル 2 の周囲に粘着剤が付着しないことが好ましいからである。

なお、接着剤層 8 と粘着剤層 2 2 は前記の特性を有することは同様である。

図 8、図 9 のように、ハーフカット A とハーフカット C は、接着剤層 7 とタック基材 2 1、剥離紙 2 3 の直上の層までを切断している。ハーフカット B は、印字用基材 1 1 切断するが、タック基材 2 1 と粘着剤層 2 2 を切断していない。

10

【 0 0 2 9 】

図 1 0 は、第 2 実施形態でラベルとシールを切り離した状態の断面を示す図である。

ラベル 2 を剥離紙 2 3 から剥離し、ハーフカット A により切り取りした場合は、図 5 (A) の断面になる。ラベル 2 の先端部分 2 s には粘着剤が付着していて配送品に貼り付けすることができる。剥離紙 2 3 から剥離したラベル 2 のその他の部分には、粘着剤が付いていない。また、この部分は印字用基材 1 1 とタック基材 2 1 からなるので、紙層が厚くなっていて、吸湿や乾燥等によりカールすることを防止できる。

シール 5 を剥離紙 2 3 から剥離し、ハーフカット C により切り取りした場合は、図 5 (B) の断面になる。この場合は粘着剤層 2 2 により、配送品に全体的に貼り付けする。

20

【 0 0 3 0 】

材質に関する実施形態

本発明で使用する各種材料について説明する。

(1) 印字用基材

印字用基材 1 1 としては、十分な強度と I J P (インクジェットプリンタ) による印字適性および搬送適性を有するものであれば使用でき、例えば、インクジェット用紙、上質紙、クラフト紙、複写用紙、グラシン紙、レーヨン紙、コート紙、合成紙、樹脂フィルムによりラミネートされた紙等が好適に使用できる。延伸ポリプロピレン、ポリエチレンテレフタレート、延伸ポリスチレン、ポリ塩化ビニル等の樹脂フィルムの場合はインクジェット受容層を設ければよい。

30

L B P (レーザビームプリンタ) を使用する場合は、N I P 上質紙を使用するのが好ましい。上質系インクジェット用紙を使用する場合には、I J P、L B P の両方に対応できる伝票にすることができる。

(2) タック基材

タック基材 2 1 には、印字用基材 1 1 と同質の紙や樹脂フィルムを使用できる。配達票 4 を剥離した後に現れるタック基材 2 1 面に表示をすることもあるので、印刷適性を備えることも好ましい。

【 0 0 3 1 】

(3) 目止め剤

タック基材への接着剤の浸透を防止し、接着力を安定させるために、前記のように目止め層が設けられる。目止め剤としては、従来公知の塩化ビニル系樹脂、アクリル系樹脂、ウレタン系樹脂、ポリエステル系樹脂、ポリアミド系樹脂、セルロース誘導体などの熱可塑性、熱硬化性樹脂、反応型樹脂やこれらの混合物が使用される。必要に応じて添加剤を加え公知のコーティング法または印刷方法で塗布または印刷する。

40

【 0 0 3 2 】

(4) 接着剤

疑似接着部、強接着部を形成する接着剤には、ウレタン系、アクリル系、酢酸ビニル系、エチレン - 酢酸ビニル共重合体、塩化ビニル - 酢酸ビニル共重合体、セルロース樹脂などの熱可塑性樹脂およびこれらの混合物からなる樹脂を使用できる。疑似接着部、強接着部を同一の接着剤を用いて、塗布量や塗布方式を変更して、あるいは剥離層や目止め層を併

50

用して形成することもでき、それぞれ異なる接着剤を用いても良い。

接着剤の塗布は、フレキソ法、グラビア法などの公知の印刷方法またはコーティング法で行うことができる。塗布厚みは、0.1～20 μm、好ましくは0.5～10 μmに塗布し、貼り合わせ前または後に必要に応じて乾燥させる。

下基材20のタック基材21面と印字用基材11とを接着剤が乾燥していない状態で貼り合わせるウェットまたはセミウェットラミネート方式によって貼り合わせることが好ましいが、特に限定されない。

(5) 剥離層形成剤

剥離層の形成には、オフセット印刷用の紫外線硬化型(UV型)インキにシリコンオイルを添加したものや、シリコンアクリレートを添加したものを使用する。通常の熱硬化型剥離インキを使用することもできる。

【0033】

(6) 粘着剤

粘着作用をする通常の粘着剤を粘着剤層の形成に広く使用できる。溶剤型粘着剤としては、NR、SBR、IR、CR等のゴム系が主流であるが、エマルジョン型のアクリル系粘着剤も使用できる。その他、シリコン系、ポリビニルエーテル系等があるが何れでも使用できる。ホットメルト系の粘着剤であっても良い。

(7) 剥離紙

印字用基材と同質の材料を使用でき、接着剤層や粘着剤層を形成する面に剥離層形成剤を塗布して剥離紙とする。

【0034】

本発明のラベル付き配送伝票の製造方法について以下に説明する。

配送伝票の図柄や文字等の印刷は、印字用基材11に対して、通常のオフセット印刷やフレキソ印刷で印刷できる。

印字用基材11と下基材20との間に施す接着剤や剥離層、目止め剤の塗布はフレキソ印刷やグラビア印刷で塗布することができる。

【0035】

本発明では、下基材20における粘着剤層22と接着剤層8の形成に特徴がある。

タック基材21に対して、所定のパターン状に粘着剤を塗布する一方、剥離紙23に対して所定のパターン状に接着剤を塗布する。タック基材21に対して接着剤、剥離紙に対してする粘着剤の塗布であっても良い。双方の塗布パターンは、互いに領域を分けて塗布され、領域が重ならないようにその位置合わせを行う必要がある。粘着剤や接着剤の塗布には、フレキソ(ゴム凸版)方式またはグラビア方式を採用できる。

下基材20が完成した後、印字用基材11と位置を合わせて貼り合せをしても良いし、印刷済みの印字用基材11に対して、タック基材21と剥離紙23を順次、貼り合せするようにしても良い。

【0036】

次に本発明のラベル付き配送伝票の利用方法について説明する。

ステップ1: 図1、図6に示すようなラベル付き配送伝票に所定事項の印字を行う。所定事項とは、配送品の送り主名や配送先住所、受取人の氏名、配送品の内容等の事項である。

ラベル2が熨斗である場合の熨斗にも、「お祝い」や「御礼」の文字、送り主の名等の印字を行う。シール5には、例えば、配送日や配送時間を印字する。

ステップ2: ラベル2を貼付票3と配達票4からハーフカットAにより切り離しする。

ステップ3: そのラベル2の先端部2sに有する粘着剤層22により、配送品(お届けする荷物など)に貼り付けする。

ステップ4: 貼付票3および配達票4から剥離紙を剥離する。(貼付票3および配達票4の裏面には、粘着剤層22を有する。)

【0037】

ステップ5: 上記貼付票3および配達票4を、粘着剤層22により、配達する配送品に貼

10

20

30

40

50

付する。

ステップ6：配送品が着荷した際、その配送品を取り扱う運送会社の担当者が、配達票4を、荷物から剥離する。必要に応じて、配達先である届け先からその配達票4に、荷物の受領した証明の印またはサインをもらい、該配達票4を配達記録として持ち帰りする。

【0038】

ラベル2は熨斗以外の各種用途に使用できるものであり、上記記載内容に限定されないことは当業者には自明なことである。

【符号の説明】

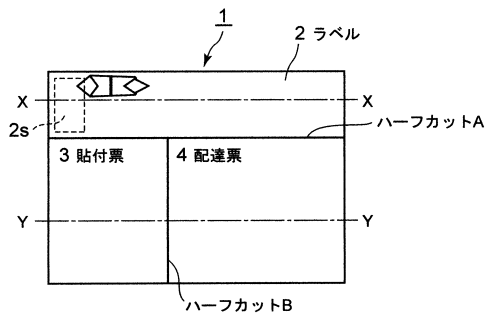
【0039】

- 1 ラベル付き配送伝票
- 2 ラベル
- 3 貼付票
- 4 配達票
- 5 シール
- 6 剥離層
- 7、8 接着剤層
- 9 目止め層
- 11 印字用基材
- 20 下基材
- 21 タック基材
- 22 粘着剤層
- 23 剥離紙

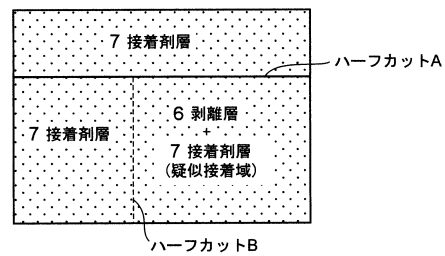
10

20

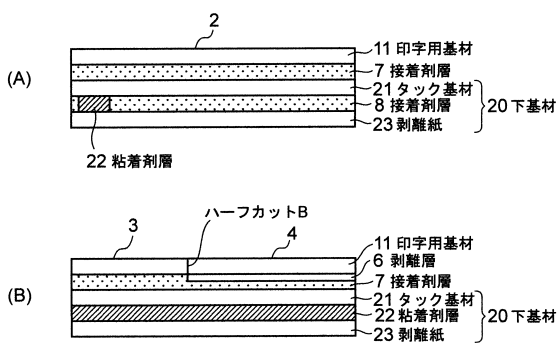
【図1】



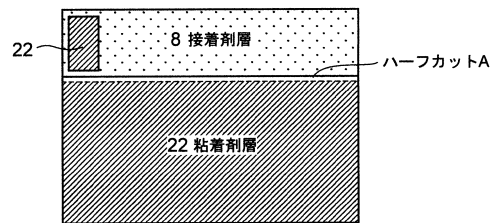
【図3】



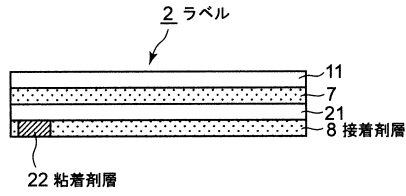
【図2】



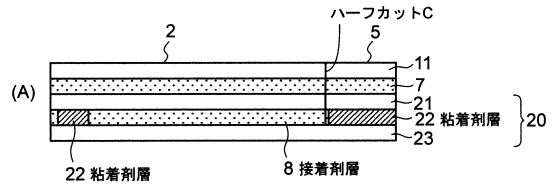
【図4】



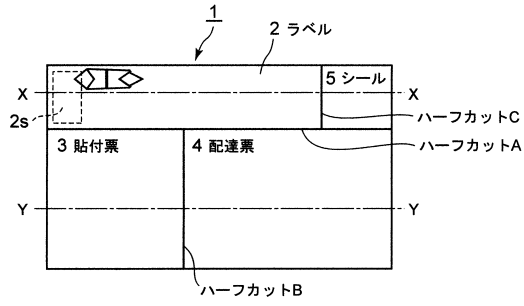
【図5】



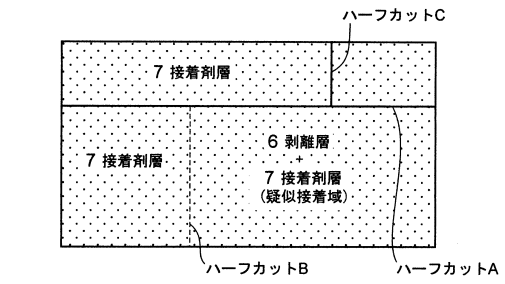
【図7】



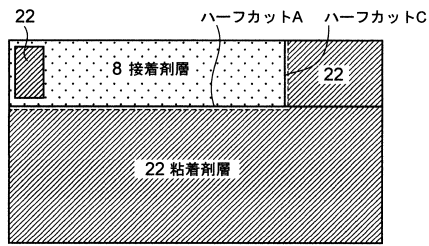
【図6】



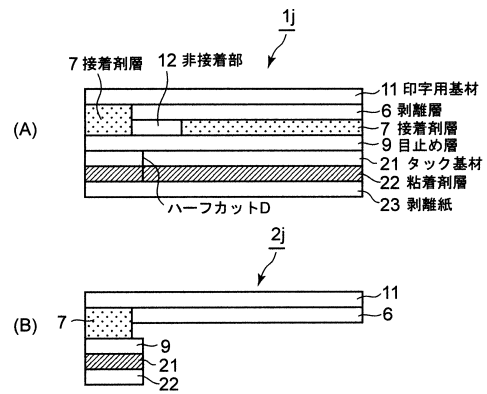
【図8】



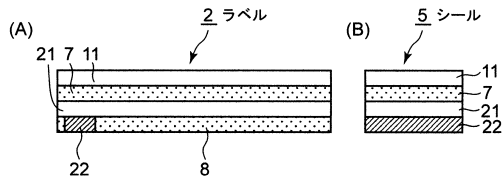
【図9】



【図11】



【図10】



フロントページの続き

(72)発明者 宮内 俊輔

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内

審査官 藤井 達也

(56)参考文献 特開2012-6184(JP,A)

特開2007-7906(JP,A)

特開2002-331778(JP,A)

特開2012-6185(JP,A)

特開2008-162141(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B42D 11/00

G09F 3/00 - 3/02